

受入出来ない廃棄物

1. 有害・再生不能及び再生商品の品質悪化による受入の出来ない廃棄物

- (1) 解体時のミンチ屑及びこれらの混入した廃棄物
 - (2) 煉瓦・タイル・ガラス及びこれらの混入した廃棄物
 - (3) プラスチック類・塩ビパイプ・ビニール及びこれらの混入した廃棄物
 - (4) 瓦屑・軽量コンクリート(ALC)・石膏ボード類・天然石
 - (5) セメント二次製品・ワイヤーメッシュ等、網状の補強鋼線の入った廃棄物
 - (6) 木紙屑、草木屑及びこれらの混入した廃棄物
 - (7) モルタル壁のメタルラス及び防水シート及びこれらの混入した廃棄物
 - (8) 鉄以外(ステンレス・銅屑・銅合金屑等)の金属の混入した廃棄物
 - (9) 壁土・粘土質の土砂及びこれらの混入した廃棄物
 - (10) 汚泥及び、水分含有率過多の建設廃棄物
 - (11) 有害物及び有害物に汚染された廃棄物及びこれらの混入した廃棄物
 - (イ) アスベスト又はアスベスト混入廃棄物
(スレート・スレート瓦・セメント瓦・ヒューム管その他)
 - (ロ) 有害薬物類・有害金属類の混入及び汚染された廃棄物
 - (ハ) 有害細菌又は放射能に汚染された廃棄物
- (ニ)廃掃法等で、「一般廃棄物及び特別管理廃棄物」と指定された廃棄物、及びこれらの混入した廃棄物
(ホ)(イ)~(ハ)について
混入・含有・汚染のおそれのある廃棄物は、公に認証された機関による「混入・含有・汚染のない事」、又は「無害である」との証明提出の場合は受入可能とする。

2. 自車にて荷降ろし出来ない車両による廃棄物は受入出来ません。

- (1) ダンプアップによる「荷降ろしが出来ない車両」による廃棄物の搬入
- (2) 積荷が引っかかる等により荷卸し不能な場合の応援作業は出来ません。

※構内は重機優先です。通行ルール不順守等での事故につきましては一切責任を負いません。